

令和6年度印西市住宅用設備等脱炭素化 促進事業補助金申請の手引き



印西市マスコットキャラクター **いんさい君**

申請期間：令和6年5月10日（金）
～令和7年3月10日（月）【先着順】
申請窓口：環境保全課 保全係（本庁舎2階）

目 次

1. 補助金の概要	1
2. 補助金の申請	1
3. 補助対象設備等を導入する住宅の要件	2
4. 補助対象者の要件	3
5. 補助対象経費と補助金額	4
6. 補助対象設備等の要件	7
7. 申請書類	9
8. 納税確認について	34
9. 交付決定	34
10. 補助金の請求	34
11. その他	34
12. 補助金申請の流れ	35
13. Q & A	36

1. 補助金の概要

市では、地球温暖化の防止や家庭におけるエネルギーの安定確保、エネルギー利用の効率化及び最適化を図るため、市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む）に次の住宅用設備等を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

【補助対象設備等（未使用のものに限る。）】

1. 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
 2. 定置用リチウムイオン蓄電システム
 3. 窓の断熱改修
 4. 電気自動車（EV）
 5. プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）
 6. V2H 充放電設備
 7. 集合住宅用充電設備
 8. 集合住宅用充電設備の導入に係る住民の合意形成のための資料作成
- } 以下「電気自動車等（EV、PHV・PHEV）」という。
- （以下「住民の合意形成のための資料作成」という。）

2. 補助金の申請

1. 申請期間：令和6年5月10日（金）～令和7年3月10日（月）（土・日・祝日を除く）
 2. 申請時間：午前8時30分～午後5時15分
 3. 申請場所：印西市役所2階 環境保全課窓口
 4. 申請方法：窓口を持参又は郵送（代理人申請可）
- ※申請は先着順です。予算の限に達し次第、受付を終了します。

各種申請様式は、印西市のホームページにて掲載していますのでご確認ください。

令和5年度から申請様式が一部変更となっているため、必ず最新のものをダウンロードして使用して下さい。

（印西市ホームページ：<https://city.inzai.lg.jp/0000015837.html>）

3. 補助対象設備等を導入する住宅の要件

① 家庭用燃料電池システム

次のいずれかに該当するものが対象です。

- (1) 補助対象者自らが所有もしくは第三者が所有し、補助対象者自らが居住する住宅
- (2) 補助対象者自らが居住するために、新築する住宅
- (3) 補助対象者自らが居住するために、住宅を販売する事業者等から取得する住宅で、未使用の設備が予め設置された住宅

② 定置用リチウムイオン蓄電システム

◆①の(1)～(3)の要件のいずれかに該当していること。

◆**住宅用太陽光発電設備**が設置されていること。(必須)

※接続する住宅用太陽発電設備は、新設・既設を問いません。

③ 窓の断熱改修

◆補助対象者自らが所有もしくは第三者が所有し、補助対象者自らが居住する住宅であり、窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。(必須)

◆補助対象者が管理[※]し、市内に所在する共同住宅又は長屋（以下、「マンション等」という。）

※マンション等の管理組合

④ 電気自動車等（EV、PHV・PHEV）

◆補助対象者自らが居住する住宅であり、**住宅用太陽光発電設備**が設置され、かつ、発電した電気を充電できる充電設備が設置されていること。(必須)

※接続する住宅用太陽発電設備は、新設・既設を問いません。

◆太陽光発電設備及び V2H 充放電設備を併設する場合の補助を受ける場合は、**V2H 充放電設備**が設置されていること。

⑤ V2H 充放電設備

◆①の(1)～(3)の要件のいずれかに該当していること。

◆**住宅用太陽光発電設備**が設置され、かつ、**電気自動車等（EV、PHV・PHEV）**が導入されていること。(必須)

※接続する住宅用太陽発電設備は、新設・既設を問いません。

※電気自動車等（EV、PHV・PHEV）は、新規導入・導入済みを問いません。

⑥ 集合住宅用充電設備

◆**既存**のマンション等であり、駐車場（平置き、立体自走、機械式等）において居住者が充電設備を利用できること。(必須)

◆住民以外も利用可能な場合の補助を受ける場合は、マンション等の敷地の外から住民以外も充電設備を利用できる旨の記載がされた案内板が確認できること。

⑦ 住民の合意形成のための資料

◆マンション管理組合が管理する既存のマンション等であること。(必須)

4. 補助対象者の要件

すべての補助対象設備の申請に関し、申請者が下記の条件を満たしていること。

- (1) 印西市に居住していること。（市の住民基本台帳に記録されていること。法人を除く。）
- (2) 申請日までに補助対象設備等を導入した住宅に居住していること。（法人の場合及び集合住宅用充電設備を導入した場合を除く。）
- (3) 本人を含む同一世帯員が印西市に納付すべき市税等を滞納していないこと。
※リース事業者も含みます。
- (4) 補助対象設備等の導入費用を負担し、かつ、当該設備等を所有していること。
※所有権留保付ローン（残価設定型の契約を含む。）で、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合、リース契約で、所有者がリース事業者である場合も可
- (5) 補助対象設備等を**リース契約**により導入した場合は、リース事業者と共同で補助対象事業を行い、かつ、次の要件の全てを満たすこと。
 - ① リース事業者が補助対象者から領収する**月額リース料金を減額する形で補助金相当分が還元**されていること。
 - ② リース期間が、設備等の**財産処分制限期間以上**の契約となっていること。
 - ③ ②を満たさない場合は、リース期間終了後に補助対象者が当該設備を購入する契約になっていること。※申請者名は、市民の方及びリース事業者様との連名となります。
※リース事業者様の方針によっては対応が難しい場合もございます。

下記補助対象設備の申請に際し、上記 5 つの条件と併せて下記の条件を満たしていること。

- ① 家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、V 2 H 充放電設備
 - ◆補助対象者が補助対象設備等を導入する住宅の所有者ではない又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の間で同意が取れていること。
 - ◆補助対象設備等を導入する住宅において、当該設備等と同じ種類の設備等に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、印西市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱又は印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

◆定置用リチウムイオン蓄電システムにあつては、千葉県が実施する他の補助金の交付を重複して受けていないこと。

② 窓の断熱改修

補助対象設備等を導入する住宅が、補助対象者自らもしくは第三者が所有し、補助対象者自らが居住する住宅の場合

◆補助対象者が補助対象設備等を導入する住宅の所有者ではない又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の間で同意が取れていること。

◆補助対象設備等を導入する住宅において、当該設備等と同じ種類の設備等に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

補助対象設備等を導入する住宅が、補助対象者が管理するマンション等の場合に該当する場合は、次の要件の全てを満たすこと。

◆補助対象設備等を導入する市内のマンション等の管理組合であること。

◆補助対象設備等を導入するマンション等において、当該設備等と同じ種類の設備等に対し、印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

③ 電気自動車等（EV、PHV・PHEV）

◆補助対象設備等を導入する住宅において、当該設備等と同じ種類の設備等に対し、自らが印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

④ 集合住宅用充電設備

◆補助対象設備等を導入する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。

◆補助対象設備等の導入にあたって、**国が実施する補助金の交付決定通知を受けている**こと。

◆同一の工事において、同じ種類の補助対象設備等に対し、印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

⑤ 住民の合意形成のための資料作成

◆補助対象設備等を導入する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。

◆同一の工事において、同じ種類の補助対象設備等に対し、印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

5. 補助対象経費と補助金額

補助対象設備等（**未使用品**に限る）の補助対象経費と補助金額は下表のとおりです。

※**令和6年4月1日～令和7年3月10日**の間に工事等に着手・完了したもの（補助対象設備等が導入された建売住宅等を取得した場合は、同期間に引き渡されたもの。電気自動車等（EV、PHV・PHEV）については、車検証の登録年月日又は交付年月日が同期間のもの）が対象です。

補助対象設備等※1	補助対象経費※2	補助金額※3
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン、独自モニター等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	上限 100,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム ※住宅用太陽光発電設備を設置していること	設備本体（蓄電池部、電力変換装置等）及び付属品（キュービクル、計測表示装置）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	上限 70,000 円
窓の断熱改修※既存の戸建て・集合住宅において、一室単位で外気に接する窓を全て改修していること	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費並びにガラスが付随するドア本体及びその交換に関する工事費は対象外	補助対象経費の 1/4 （個人の場合） 上限 80,000 円 （集合住宅の管理組合の場合） 上限 80,000 円×戸数
電気自動車等 （EV、PHV・PHEV）※住宅用太陽光発電設備の設置及び発電した電気を充電できる充電機器を設置していること	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車本体の購入費	（太陽光・V2H 充放電設備併設の場合） 上限 300,000 円 太陽光のみ設置の場合 上限 200,000 円

V 2 H 充放電設備※住宅用太陽光発電設備の設置及び電気自動車等（EV、PHV・PHEV）を導入していること	V 2 H 充放電設備本体の購入費 ※設置工事費対象外	補助対象経の 1/10 上限 250,000 円
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドの購入費 ※設置工事費対象外	（住民のみ利用可能な場合） 補助対象経費に係る国の補助金額の 1/2 上限 750,000 円×基数 （口数） （住民以外も利用可能な場合） 補助対象経費に係る国の補助金額の 2/3 上限 1,000,000 円×基数 （口数）
住民の合意形成のための資料作成	充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の作成費（事業者への外注費に限る。）	上限 150,000 円

- ※1 補助対象設備等の要件については、p 8～9 をご確認ください。
- ※2 消費税及び地方消費税相当額は控除し、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合は、さらに当該補助金の額を控除した額が補助対象経費となります。
- ※3 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、切り捨てた額が補助金額となります。
- ※4 電気自動車等（EV、PHV・PHEV）は、導入した住宅において、種類ごとに申請者 1 人につき 1 回に限り、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料作成は、種類ごとに同一の工事につき 1 回に限り、それ以外の対象設備等は、種類ごとに一の住宅につき 1 回（集合住宅の専有部分に設備を導入した場合は、一戸につき 1 回）に限り申請可能です。

6. 補助対象設備等の要件

補助対象設備等	補助対象設備等の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム） (処分制限期間 6 年)	一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているもの (停電時自立運転機能を有するものに限る。)
定置用リチウムイオン蓄電システム (処分制限期間 6 年)	国が令和 4 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。
窓の断熱改修 (処分制限期間 10 年)	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するもの（内窓の設置を含む）のうち、以下の要件を全て満たすもの (1)一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているもの。 (2)1 室（壁、ドア、ふすま等で仕切られている空間をいう。）単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。ただし、換気小窓、300×200 mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓並びにテラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラスは、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。
電気自動車等 (EV、PHV・PHEV) (処分制限期間 4 年)	電気自動車は、電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の種類が「電気」と記載されているもので、プラグインハイブリッド自動車は、電池及び内燃燃料を併用し、かつ、外部からの充電が可能で、自動車検査証に当該自動車の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を全て満たすもの (1)新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初年度登録車を除く） (2)自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている 4 輪のもの (3)自動車検査証の本拠の位置が、市内の住所であること。 (4)自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を申請する年度の 4 月 1 日から当該年度の 3 月 10 日までの日付であること。 (5)一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車等（EV、PHV・PHEV）であること。
V2H 充放電設備 (処分制限期間 5 年)	電気自動車等と住宅の間で相互に電力を供給できる設備のうち、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
集合住宅用充電設備	集合住宅の管理者等が電気自動車等（EV、PHV・PHEV）に充電するた

(処分制限期間 5 年)	めに導入する以下の設備のうち、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの。 (1)急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等（EV、PHV・PHEV）に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 10KW 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (2)普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が 10KW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (3)蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等（EV、PHV・PHEV）の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が 50KW 以上の急速充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (4)充電用コンセント 電気自動車等（EV、PHV・PHEV）に附属する充電ケーブルを接続する 200V 対応の電気自動車等（EV、PHV・PHEV）専用のプラグの差込口をいう。 (5)充電用コンセントスタンド (4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
住民の合意形成のための資料	マンション等の管理組合が集合住宅用充電設備の導入についての住民の合意形成のために作成する説明資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等）で、当資料を使用することにより、管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入について議論が行われるものであること。 （外注するものに限る。）

※財産処分制限期間について

上記表中に示す各補助対象設備等の処分制限期間内に設備等を処分する場合は、事前に、「処分承認申請書」を提出していただく必要があります。

その際処分制限期間の満了日までの月数に応じて補助金の一部返還を求めることがあります。

詳細は環境保全課までお問合せください。

7. 申請書類

補助対象設備等の種類ごとに、次のとおり必要書類をご確認の上、申請してください。

申請者本人が補助対象設備等を導入した場合と、リース契約によりリース事業者が導入した場合とで準備書類が異なります。

表を分けて記載しておりますので、ご状況に応じてご参照ください。

表中★印がついた書類は、ホームページに書式を掲載していますので、適宜ご使用ください。

家庭用燃料電池システム

- ① 申請者個人で購入した設備を導入した場合……………P10
- ② リース契約により導入した場合……………P11

定置用リチウムイオン蓄電システム

- ③ 申請者個人で購入した設備を導入した場合……………P12
- ④ リース契約により導入した場合……………P13

窓の断熱改修

- ① 申請者個人で購入した設備を導入した場合……………P14,15
- ② 申請者又はマンション管理組合がリース契約により導入した場合・P16,17
- ③ マンション管理組合が設備を購入した場合……………P18,19

電気自動車

- ① 申請者個人で購入した設備を導入した場合……………P20
- ② リース契約により導入した場合……………P21

V2H 放充電設備

- ① 申請者個人で購入した設備を導入した場合……………P22
- ② リース契約により導入した場合……………P23,24

集合住宅用充電設備

- ① 所有者が個人で購入した設備を導入した場合……………P25,26
- ② 所有者又はマンション管理組合がリース契約により導入した場合・P27,28
- ③ マンション管理組合が設備を購入した場合……………P29,30

住民の合意形成のための資料作成

- ① 申請者がマンション等の所有者である場合……………P31
- ② 申請者がマンション等の管理組合である場合……………P32

7-1 家庭用燃料電池システム（エネファーム） **申請者が個人で購入した設備を導入した場合**

書式	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、<u>申請する設備に該当するページのみ</u>提出してください。	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	補助対象設備等の導入に係る契約書又は注文書等の写し	
★	工事等の着手日・完了日（建売住宅等の場合は住宅の引渡し日）が確認できる書類	・着工日、完了日の両日が確認できるもの ・ホームページに添付の書式を使用する場合は、社判の押印が必要です。※原本提出
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し
	補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	①機器全体、②機器の型式・製造番号が確認できるもの
	補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれかの書類の写し ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書（出荷日の記載のあるもの） ・メーカー発行の検査成績書（検査日の記載があるもの）
	補助対象設備等の設置図面	※方位、道路、玄関、対象設備の設置場所の記載があること（フリーハンド不可）
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合）★ ・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

7-1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）**申請者がリース事業者との契約で導入した場合**

書式	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ提出してください。</u>	・申請者とリース事業者との連名でご記載下さい。 ・住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
	リース事業者が購入した設備の購入費・工事費が確認できる書類	領収書等
	リース契約書の写し	
★	工事等の着手日・完了日（建売住宅等の場合は住宅の引渡し日）が確認できる書類	・着工日、完了日の両日が確認できるもの ・ホームページに添付の書式を使用する場合は、社判の押印が必要です。※原本提出
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し
	補助対象設備等の設置図面	※方位、道路、玄関、対象設備の設置場所の記載があること（フリーハンド不可）
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	① 機器全体、②機器の型式・製造番号が確認できるもの
	補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれかの書類の写し ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書（出荷日の記載のあるもの） ・メーカー発行の検査成績書（検査日の記載があるもの）
★	貸与料金の算定根拠明細書	ホームページに添付の様式をご使用ください。
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合） ・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

7-2 定置用リチウムイオン蓄電システム_申請者が個人で購入した設備を導入した場合

書式	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ</u> 提出してください。	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	補助対象設備等の導入に係る契約書又は注文書等の写し	
	補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
★	工事等の着手日・完了日（建売住宅等の場合は住宅の引渡し日）が確認できる書類	・着工日、完了日の両日が確認できるもの ・ホームページに添付の書式を使用する場合は、社判の押印が必要です。※原本提出
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	①機器全体、②機器の型式・製造番号が確認できるもの
	補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	・次のいずれかの書類の写し ①メーカー発行の保証書 ②メーカー発行の出荷証明書(出荷日の記載のあるもの) ③メーカー発行の検査成績書(検査日の記載があるもの)
	補助対象設備等の設置図面	※方位、道路、玄関、対象設備の設置場所の記載があること（フリーハンド不可）
	住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類	次のいずれかの書類 ・売電明細書（概ね直近6か月以内）の写し ・接続契約のご案内 or 特定契約締結のご案内の写し ・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの）の写し ・住宅の全景写真と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合） ・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

7-2 定置用リチウムイオン蓄電システム_申請者がリース事業者との契約で導入した場合

書式	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ</u> 提出してください。	・申請者とリース事業者との連名でご記載下さい。 ・住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
	リース事業者が購入した設備の購入費・工事費が確認できる書類	領収書等
	リース契約書の写し	
★	工事等の着手日・完了日（建売住宅等の場合は住宅の引渡し日）が確認できる書類	・着工日、完了日の両日が確認できるもの ・ホームページに添付の書式を使用する場合は、社判の押印が必要です。※原本提出
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	①機器全体、②機器の型式・製造番号が確認できるもの
	補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	・次のいずれかの書類の写し ①メーカー発行の保証書 ②メーカー発行の出荷証明書(出荷日の記載のあるもの) ③メーカー発行の検査成績書(検査日の記載があるもの)
★	貸与料金の算定根拠明細書	ホームページに添付の様式をご使用ください。
	補助対象設備等の設置図面	※方位、道路、玄関、対象設備の設置場所の記載があること（フリーハンド不可）
	住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類	次のいずれかの書類 ・売電明細書（概ね直近6か月以内）の写し ・接続契約のご案内 or 特定契約締結のご案内の写し ・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの）の写し ・住宅の全景写真と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合） ・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

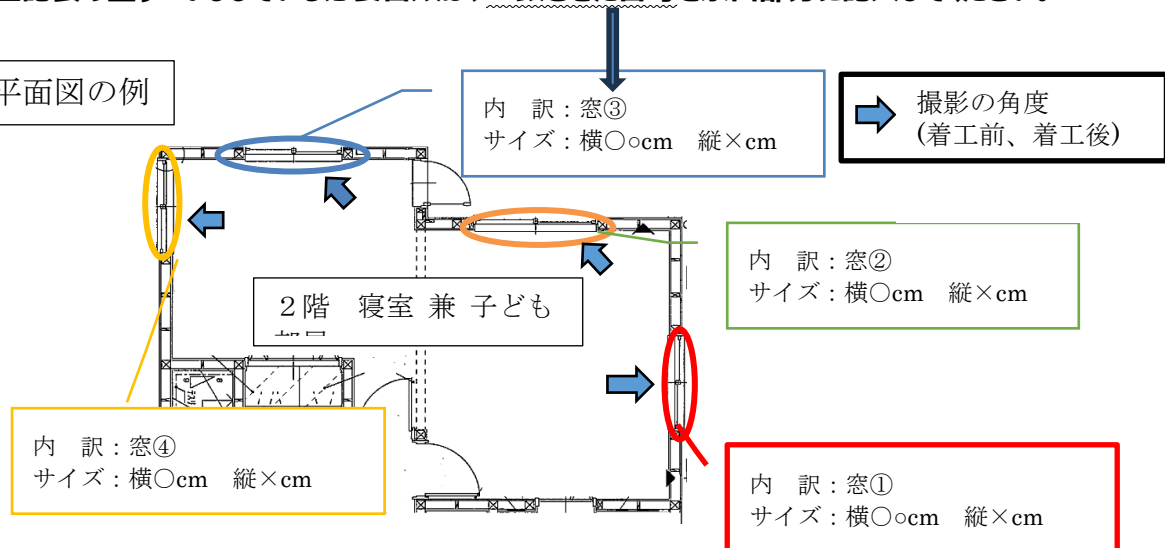
7-3 窓の断熱改修_申請者が個人で購入した設備を導入した場合

書式	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ提出してください。</u>	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	補助対象設備等の導入に係る契約書又は注文書等の写し	
★	工事等の着手日・完了日が確認できる書類	・着工日、完了日の両日が確認できるもの ・ホームページに添付の書式を使用する場合は、社判の押印が必要です。※原本提出
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し（複層ガラスの構造、サイズ等の記載のあるもの）
	補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可 ・領収金額が、 <u>窓の断熱改修以外の工事との合算</u> の場合は、他の工事に係る費用の明細も併せてご提出ください。
★	断熱窓の仕様	・改修した窓すべての①部材購入費、②取付工事費、③解体撤去費の内訳を記入してください。
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	・改修した窓すべての 着工前・完成後 の写真を添付 ・着工前後の変化がわかりにくい場合は、作業中の写真 ・ガラスのみ交換の場合は、複層ガラスであることが判別できる写真 【写真撮影時の注意点】 ・できる限り同じ角度から撮影する。 ・必ず室内から、窓を閉めた状態で撮影する。 ・障害となりうるもの（カーテン、障子、机、観葉植物等）は除いてから撮影する。
	補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれかの書類の写し ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の性能証明書 ・メーカー発行の出荷証明書（出荷日の記載のあるもの） ・メーカー発行の検査成績書（検査日の記載があるもの） ※メーカーが発行する製品の性能を証明する書類、ガラスに刻印されている型式の写真等でも可
	補助対象設備等の設置図面	平面図（平面図で確認が取れない場合は立面図も添付）

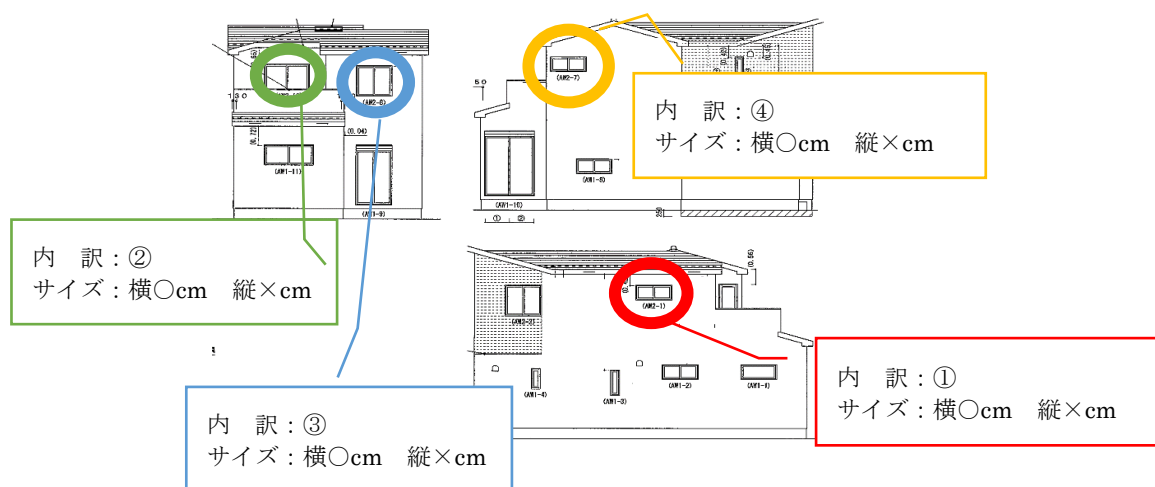
		・改修した窓の場所が分かるように、マーカー等をしてください。 ・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。 ・改修した窓が複数ある場合は、写真及び断熱窓の仕様と照合できるよう、番号を振ってください。
	既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類 ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着工前の日付であるもの）
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合） ・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

※ 上記表の塗りつぶししている必要書類は、一致させた番号を余白部分に記入してください。

平面図の例



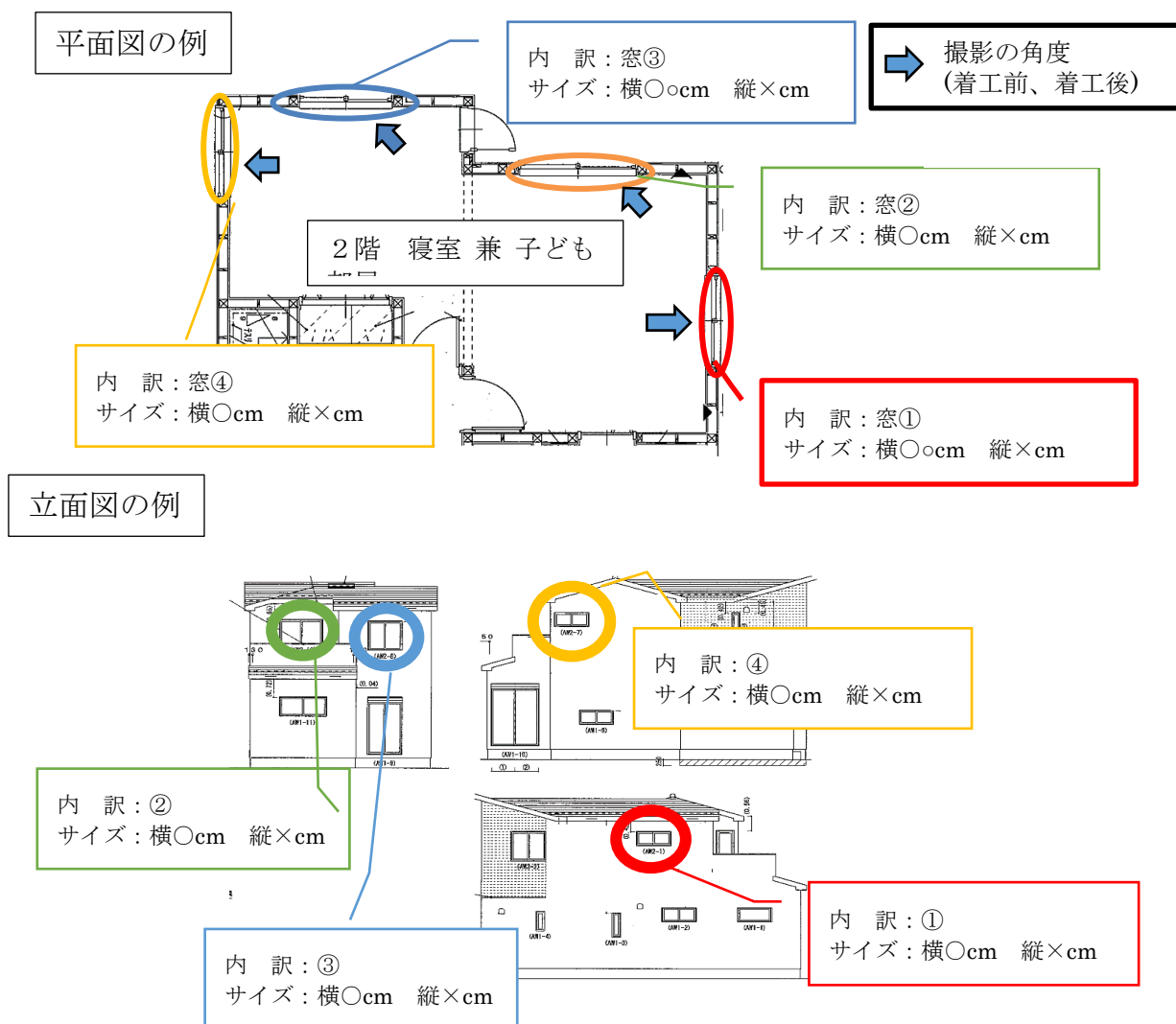
立面図の例



7-3 窓の断熱改修_申請者又はマンション管理組合がリース事業者との契約で導入した場合

書式	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ</u> 提出してください。	・申請者とリース事業者との連名でご記載下さい。 ・住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	マンション等の管理組合であることが確認できる書類（申請者が法人格を持たないマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことが確認できる書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し
	登記事項証明書（申請者が法人格を持つマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（管理組合が申請する場合）
	登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
	リース事業者が購入した設備の購入費・工事費が確認できる書類	領収書等
	リース契約書の写し	
★	工事等の着手日・完了日が確認できる書類	・着工日、完了日の両日が確認できるもの ・ホームページに添付の書式を使用する場合は、社判の押印が必要です。※原本提出
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し（複層ガラスの構造、サイズ等の記載のあるもの）
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	・改修した窓すべての着工前・完成後の写真の添付 ・着工前後の変化がわかりにくい場合は、作業中の写真 ・ガラスのみ交換の場合は、複層ガラスであることが判別できる写真 【写真撮影時の注意点】 ・できる限り同じ角度から撮影する。 ・必ず室内から、窓を閉めた状態で撮影する。 ・障害となりうるもの（カーテン、障子、机、観葉植物等）は除いてから撮影する。
★	貸与料金の算定根拠明細書	ホームページに添付の様式をご使用ください。
★	断熱窓の仕様	・改修した窓すべての①部材購入費、②取付工事費、③解体撤去費の内訳を記入してください。
	補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれかの書類の写し ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の性能証明書 ・メーカー発行の出荷証明書(出荷日の記載のあるもの) ・メーカー発行の検査成績書(検査日の記載があるもの) ※メーカーが発行する製品の性能を証明する書類、ガラスに刻印されている型式の写真等でも可
	補助対象設備等の設置図面	平面図（平面図で確認が取れない場合は立面図も添付） ・改修した窓の場所が分かるように、マーカー等をしてください。 ・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

		・改修した窓が複数ある場合は、写真及び断熱窓の仕様と照合できるように、番号を振ってください。
	マンション等であることが確認できる書類（申請者がマンション管理組合である場合のみ）	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等
	既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着工前の日付であるもの）
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合） ・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

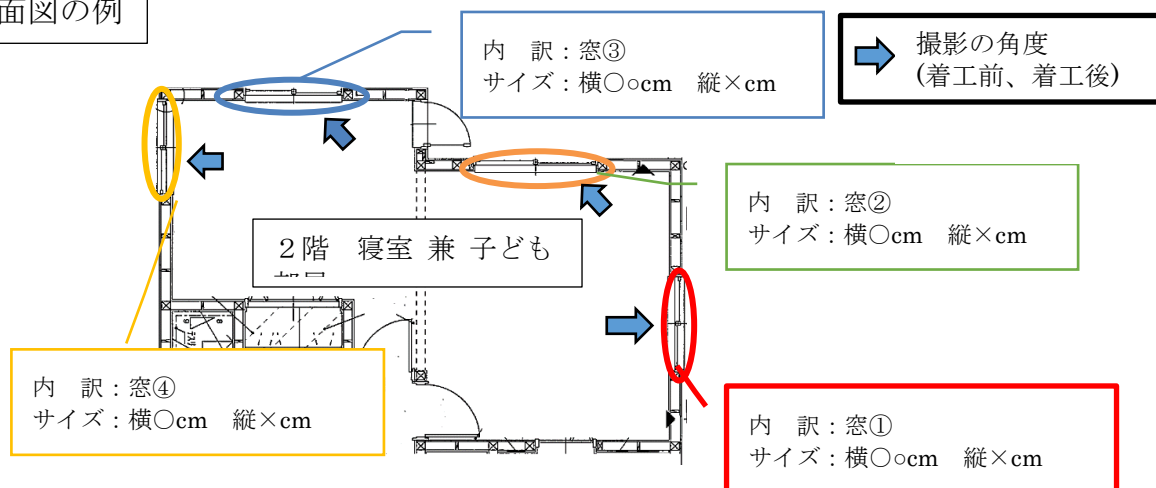


7-3 窓の断熱改修_申請者がマンション管理組合の場合

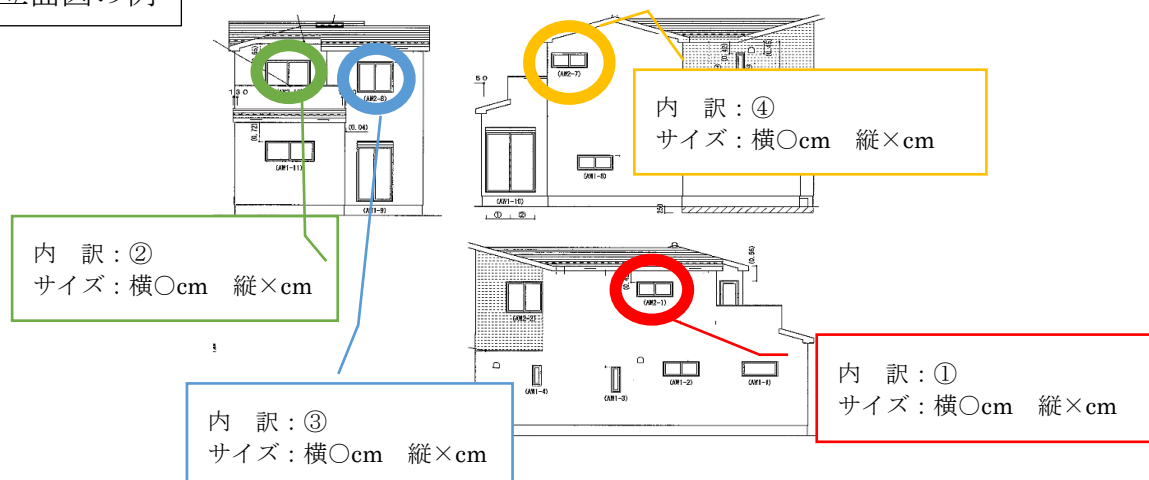
書式	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ提出してください。</u>	
	マンション等の管理組合であることが確認できる書類（申請者が法人格を持たないマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことが確認できる書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し
	登記事項証明書（申請者が法人格を持つマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
	補助対象設備等の導入に係る契約書又は注文書等の写し	
	補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可 ・領収金額が、<u>窓の断熱改修以外の工事との合算</u>の場合は、他の<u>工事に係る費用の明細</u>も併せてご提出ください。
★	工事等の着手日・完了日が確認できる書類	・着工日、完了日の両日が確認できるもの ・ホームページに添付の書式を使用する場合は、社判の押印が必要です。※原本提出
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し（複層ガラスの構造、サイズ等の記載のあるもの）
★	断熱窓の仕様	・改修した窓すべての①部材購入費、②取付工事費、③解体撤去費の内訳を記入してください。
	補助対象設備等の設置図面	平面図（平面図で確認が取れない場合は立面図も添付） ・改修した窓の場所が分かるように、マーカー等をしてください。 ・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。 ・改修した窓が複数ある場合は、写真及び断熱窓の仕様と照合できるよう、番号を振ってください。
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	・改修した窓すべての着工前・完成後の写真を添付 ・着工前後の変化がわかりにくい場合は、作業中の写真 ・ガラスのみ交換の場合は、複層ガラスであることが判別できる写真【写真撮影時の注意点】 ・できる限り同じ角度から撮影する。 ・必ず室内から、窓を閉めた状態で撮影する。 ・障害となりうるもの（カーテン、障子、机、観葉植物等）は除いてから撮影する。
	補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれかの書類の写し ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の性能証明書

		・メーカー発行の出荷証明書(出荷日の記載のあるもの) ・メーカー発行の検査成績書(検査日の記載があるもの) ※メーカーが発行する製品の性能を証明する書類、ガラスに刻印されている型式の写真等でも可
	マンション等であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等
	既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着工前の日付であるもの）
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合） ・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

平面図の例



立面図の例



7-4 電気自動車等（EV、PHV・PHEV） **申請者が個人で購入したものの場合**

書類	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、<u>申請する設備に該当するページのみ提出してください。</u>	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	補助対象設備等の導入に係る契約書又は注文書等の写し	
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し
	補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	保管場所において撮影した車全体の写真（ナンバーが判別できるように撮影してください。）
	住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・売電明細書（概ね直近6か月以内）の写し ・接続契約のご案内 or 特定契約締結のご案内の写し ・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの）の写し ・住宅の全景写真と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
	住宅用太陽光発電設備で発電した電気を充電できることが確認できる書類	次のいずれかの書類 ・充電設備の保証書の写し ・充電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真
	自動車検査証（車検証）の写し	車検証が電子化されている場合は、「自動車検査証記録事項」の写しを追加で提出してください。
	V2H 充放電設備が設置されていることが確認できる書類（V2Hを併設する場合の補助を受ける場合。）	次のいずれかの書類 ・V2H 充放電設備の保証書の写し ・V2H 充放電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合） ・国の補助金に係る「交付確定通知書」、「交付決定通知」又は「交付申請書」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

7-4 電気自動車等（EV、PHV・PHEV） **申請者がリース事業者との契約で導入した場合**

書類	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ提出してください。</u>	・申請者とリース事業者との連名でご記載下さい。 ・住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
	リース事業者が購入した設備の購入費・工事費が確認できる書類	領収書等
	リース契約書の写し	
★	貸与料金の算定根拠明細書	ホームページに添付の様式をご使用ください。
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し
	補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	保管場所において撮影した車全体の写真（ナンバーが判別できるように撮影してください。）
	住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類	次のいずれかの書類 ・売電明細書（概ね直近6か月以内）の写し ・接続契約のご案内 or 特定契約締結のご案内の写し ・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの）の写し ・住宅の全景写真と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
	住宅用太陽光発電設備で発電した電気を充電できることが確認できる書類	次のいずれかの書類 ・充電設備の保証書の写し ・充電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真
	自動車検査証（車検証）の写し	車検証が電子化されている場合は、「自動車検査証記録事項」の写しを追加で提出してください。
	V2H 充放電設備が設置されていることが確認できる書類（V2Hを併設する場合の補助を受ける場合。）	次のいずれかの書類 ・V2H 充放電設備の保証書の写し ・V2H 充放電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合） ・国の補助金に係る「交付確定通知書」、「交付決定通知」又は「交付申請書」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

7-5 V2H 充放電設備_申請者が個人で購入したものの場合

書類	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ</u> 提出してください。	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	補助対象設備等の導入に係る契約書又は注文書等の写し	
★	工事等の着手日・完了日（建売住宅等の場合は住宅の引渡し日）が確認できる書類	・着工日、完了日の両日が確認できるもの ・ホームページに添付の書式を使用する場合は、社判の押印が必要です。※原本提出
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し
	補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	①機器全体、②機器の型式・製造番号が確認できるもの
	補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれかの書類の写し ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書(出荷日の記載のあるもの) ・メーカー発行の検査成績書(検査日の記載があるもの)
	補助対象設備等の設置図面	※方位、道路、玄関、対象設備の設置場所の記載があること（フリーハンド不可）
	住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類	次のいずれかの書類 ・売電明細書（概ね直近6か月以内）の写し ・接続契約のご案内 or 特定契約締結のご案内の写し ・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの）の写し ・住宅の全景写真と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
	電気自動車等（EV、PHV・PHEV）が導入されていることが確認できる書類	・車検証の写し（車検証が電子化されている場合は、「自動車検査証記録事項」の写しを追加で提出してください。） ・車のナンバーが判別できるカラー写真
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合） ・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

7-5 V2H 充放電設備_申請者がリース事業者との契約で導入した場合

書類	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ</u> 提出してください。	・申請者とリース事業者との連名でご記載下さい。 ・住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
	リース事業者が購入した設備の購入費・工事費が確認できる書類	領収書等
	リース契約書の写し	
★	貸与料金の算定根拠明細書	ホームページに添付の様式をご使用ください。
★	工事等の着手日・完了日（建売住宅等の場合は住宅の引渡し日）が確認できる書類	・着工日、完了日の両日が確認できるもの ・ホームページに添付の書式を使用する場合は、社判の押印が必要です。※原本提出
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し
	補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	①機器全体、②機器の型式・製造番号が確認できるもの
	補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれかの書類の写し ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書(出荷日の記載のあるもの) ・メーカー発行の検査成績書(検査日の記載があるもの)
	補助対象設備等の設置図面	※方位、道路、玄関、対象設備の設置場所の記載があること（フリーハンド不可）
	住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類	次のいずれかの書類 ・売電明細書（概ね直近6か月以内）の写し ・接続契約のご案内 or 特定契約締結のご案内の写し ・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの）の写し ・住宅の全景写真と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真

	電気自動車等（EV、PHV・PHEV）が導入されていることが確認できる書類	・車検証の写し（車検証が電子化されている場合は、「自動車検査証記録事項」の写しを追加で提出してください。） ・車のナンバーが判別できるカラー写真
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合） ・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

7-6 集合住宅用充電設備 **所有者が個人で購入した設備を導入した場合**

書類	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ</u> 提出してください。	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	申請者の本人確認書類の写し	免許証のコピー等
	補助対象設備等の導入に係る契約書又は注文書等の写し	
★	工事等の着手日・完了日が確認できる書類	・着工日、完了日の両日が確認できるもの ・ホームページに添付の書式を使用する場合は、社判の押印が必要です。※原本提出
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し
	補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	・補助対象設備の導入工事 着工前・完成後の写真 ・①機器全体、②機器の型式・製造番号が確認できるもの
	補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれかの書類の写し ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書(出荷日の記載のあるもの) ・メーカー発行の検査成績書(検査日の記載があるもの)
	補助対象設備等の設置図面	平面図等
	マンション等であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等
	既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着工前の日付であるもの）
	国の補助金に係る交付決定書類の写し及び実績報告書類一式の写し	変更申請している場合は、 額の確定書類の写し を追加で提出してください。
	住民以外も利用することができることの記載がされた案内板が確認できる書類（住民	案内板と周囲の景観が確認できる写真 ※案内板の内寸は、400 mm×400 mm以上（国の補助制度で規定される大きさ）である必要があります。

	以外も利用可能な場合の補助を受ける場合)	
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合）

7-6 集合住宅用充電設備 所有者又はマンション管理組合がリース事業者との契約で導入した場合

書類	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ</u> 提出してください。	・申請者とリース事業者との連名でご記載下さい。 ・住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	マンション等の管理組合であることが確認できる書類（申請者が法人格を持たないマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことが確認できる書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し
	登記事項証明書（申請者が法人格を持つマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（管理組合が申請する場合）
	登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
	リース事業者が購入した設備の購入費・工事費が確認できる書類	領収書等
	リース契約書の写し	
★	貸与料金の算定根拠明細書	ホームページに添付の様式をご使用ください。
★	工事等の着手日・完了日が確認できる書類	・着工日、完了日の両日が確認できるもの ・ホームページに添付の書式を使用する場合は、社判の押印が必要です。※原本提出
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し
	補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	・補助対象設備の導入工事 <u>着工前・完成後の写真</u> ①機器全体、②機器の型式・製造番号が確認できるもの
	補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれかの書類の写し ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書（出荷日の記載のあるもの） ・メーカー発行の検査成績書（検査日の記載があるもの）
	補助対象設備等の設置図面	平面図等
	マンション等であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し

		・建築確認通知書、建築基準法第 6 条の規定による確認済証、賃貸借契約書等
	既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着工前の日付であるもの）
	国の補助金に係る交付決定書類の写し及び実績報告書類一式の写し	変更申請している場合は、 額の確定書類の写し を追加で提出してください。
	住民以外も利用することができることの記載がされた案内板が確認できる書類（住民以外も利用可能な場合の補助を受ける場合）	案内板と周囲の景観が確認できる写真 ※案内板の内寸は、400 mm×400 mm以上（国の補助制度で規定される大きさ）である必要があります。
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合）

7-6 集合住宅用充電設備_申請者がマンション管理組合の場合

書類	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ提出してください。</u>	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	マンション等の管理組合であることが確認できる書類（申請者が法人格を持たないマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことが確認できる書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し
	登記事項証明書（申請者が法人格を持つマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（管理組合が申請する場合）
	補助対象設備等の導入に係る契約書又は注文書等の写し	
★	工事等の着手日・完了日が確認できる書類	・着工日、完了日の両日が確認できるもの ・ホームページに添付の書式を使用する場合は、社判の押印が必要です。※原本提出
	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し
	補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
	補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	・補助対象設備の導入工事 着工前・完成後の写真 ①機器全体、②機器の型式・製造番号が確認できるもの
	補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれかの書類の写し ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書（出荷日の記載のあるもの） ・メーカー発行の検査成績書（検査日の記載があるもの）
	補助対象設備等の設置図面	平面図等
	マンション等であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等
	既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し

		・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し (交付年月日が工事着工前の日付であるもの)
	国の補助金に係る交付決定書類の写し及び 実績報告書類一式の写し	変更申請している場合は、 額の確定書類の写し を追加で提出してください。
	住民以外も利用することができることの記載がされた案内板が確認できる書類（住民以外も利用可能な場合の補助を受ける場合）	案内板と周囲の景観が確認できる写真 ※案内板の内寸は、400 mm×400 mm以上（国の補助制度で規定される大きさ）である必要があります。
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合）

7-7 住民の合意形成のための資料作成_申請者がマンション等の所有者である場合

書類	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、<u>申請する設備に該当するページのみ</u>提出してください。	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	マンション等であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等
	既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着工前の日付であるもの）
	設置場所の見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し	外注により作成した資料の写しを提出してください。 ※資料の具体的な記載事項（例）については、p18をご参照ください。
	マンション等の管理組合で集合住宅用充電設備の導入について議論がされたことが確認できる書類	マンション等の管理組合の総会における議事録の写し ※充電設置に係る住民の合意形成の可否については、要件として問いません。
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合）

7-7 住民の合意形成のための資料作成 申請者がマンション等の管理組合である場合

書類	必要書類	備考
★	交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ提出</u> してください。	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意する署名をいただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	マンション等の管理組合であることが確認できる書類（申請者が <u>法人格を持たないマンション管理組合の場合</u> ）	マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことが確認できる書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し
	登記事項証明書（申請者が <u>法人格を持つマンション管理組合の場合</u> ）	マンション等の管理組合の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（管理組合が申請する場合）
	マンション等であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等
	既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着工前の日付であるもの）
	設置場所の見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し	外注により作成した資料の写しを提出してください。 ※資料の具体的な記載事項（例）については、p18をご参照ください。
	マンション等の管理組合で集合住宅用充電設備の導入について議論がされたことが確認できる書類	マンション等の管理組合の総会における議事録の写し ※充電設置に係る住民の合意形成の可否については、要件として問いません。
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合）

【住民の合意形成のための資料の記載事項（例）】

①	設置場所見取図	・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・施設全体の敷地形状 ・充電スペース場所 ・追加設置、入替設置の場合、既存の充電スペース場所 ・公道から充電設備設置場所への入口 【以下、住民以外も利用可能な場合の項目】 ・充電設備設置場所に面する公道名 ・案内板を設置する位置、向き、設置方法、仕様（大きさ）
②	平面図	・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・充電スペース場所 ・幅、奥行き寸法 ・追加設置、入替設置の場合、既存の充電スペース場所 ・充電スペースと充電設備の位置関係の寸法 ・追加設置、入替設置の場合、既存充電設備の位置 ・充電設備を設置する基礎の寸法（たて、よこ、高さ）
③	配線ルート図	・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・充電スペース場所 ・充電設備設置場所 ・電源元から充電設備本体までのルート ・電源線の種類（例：CV5.5-3c・10m）を区画や各々の直線ごとに長さの記載 ・配線方法（架空・露出・埋設） ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載 ・電源元であるキュービクルや分電盤等の設置位置、位置関係が確認できる寸法
④	電気系統図	・充電設備の種類（急速・普通等）、メーカー名、型式 ・配電方法の種類（例：1Φ3W100/200V） ・受電元のキュービクルや分電盤、手元開閉器を図示 ・ブレーカーの仕様（例：ELB2P2E）、容量（例：20AF/20AT） ・ブレーカーから充電設備までの配線 ・配線の種類（例：CV5.5-3c） ・接地配線、接地種別（例：Ec、Ed 等）アース線（例：IV5.5sq） ・幹線の種類（例：CV38-3c）、ブレーカーの仕様および容量 ・課金機など別体装置等がある場合の、通信線 ・電灯の設置がある場合の、配線の種類（例：CV5.5-3c） ・電灯のタイマースイッチ等を設置する場合の、設置箇所
⑤	住民の費用負担のシミュレーション	・充電設備の導入に係る導入費（設備費・工事費）の内訳 ・充電設備の維持管理費の内訳 ・充電設備の導入費・維持管理費についての住民の費用負担（充電設備を利用する世帯と利用しない世帯の費用負担について） ・充電設備を利用する際の料金設定
⑥	その他	・充電設備の利用方法（利用可能な時間帯、一般への開放の有無等） ・充電設備を利用する際の料金設定 ・マンション管理組合の総会での説明資料・シナリオ

8. 納税確認について

印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けるためには、市税等が完納されていることが条件となります。詳細は次のとおりとなりますので、ご確認のうえ、申請書類を提出してください。

(1) 確認する市税等の種類

- ・市県民税 ・固定資産税 ・都市計画税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険 ・介護保険料（納期到来分について確認いたします。）

(2) 対象者

- ・申請者及び同一世帯員

(3) その他

- ・滞納が確認された場合は、滞納分を納付された後の受付となります。

9. 交付決定

申請書類を提出後、納税確認及び書類審査を行い、申請内容に不備等がなければ、「交付決定通知書」を申請者住所に送付します。交付決定までの所要日数は概ね2～3週間程度です。

10. 補助金の請求

交付決定通知書を受取後、30日以内もしくは3月15日までのいずれか早い日までに、補助金交付請求書（第3号様式）を環境保全課まで提出してください。交付決定額をご指定の口座にお振込みします。振込までの所要日数は、請求書の提出から概ね3週間程度です。

〈交付請求書作成上の注意点〉

- ・請求書は訂正はできません。誤記した場合は、再度記入してください。
- ・修正テープ・修正液・消えるボールペン等の使用は不可です。
- ・金融機関、振込先名義人及び口座番号は誤りがないよう正しく記入してください。

11. その他

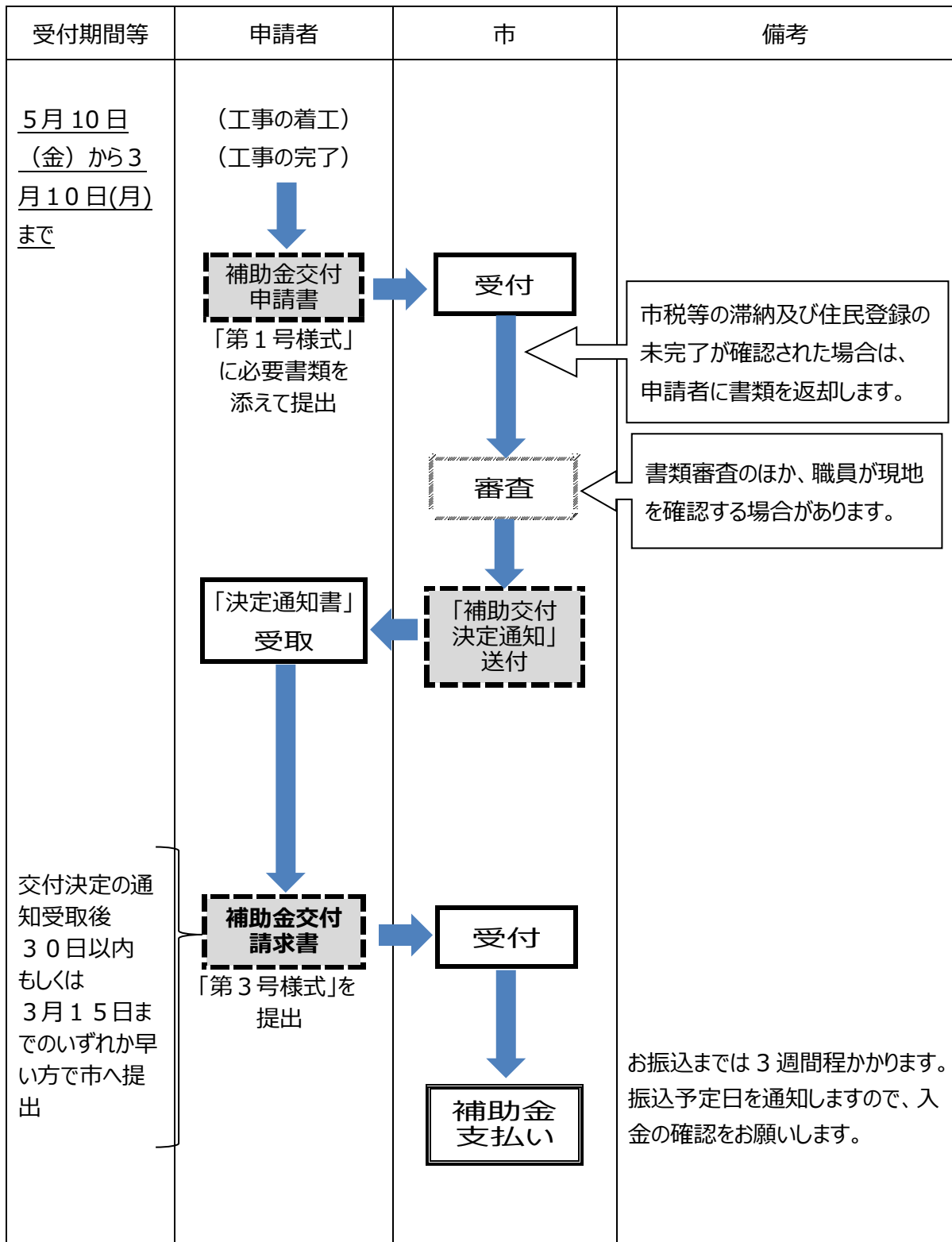
(1) 現地調査について

交付申請提出後、必要に応じて現地調査を実施することがあります。その場合、申請者ご本人、またはご家族の立会をお願いします。

(2) 受付終了について

申請期間内でも、当該年度の予算がなくなり次第受付終了となります。ご注意ください。

12. 補助金申請の流れ



13. Q & A

Q. 補助金申請書類について

Q - 1 業者が代行して申請しても良いか？	A - 1 委任状を添付の上、業者の代行申請も可能です。 ただし、委任状がない場合は、書類の不備等について申請者へ直接連絡させていただきます。 また、市から郵送する通知等は全て申請者に送付します。
Q - 2 申請はどの段階でできるのか？	A - 2 補助対象設備等設置後の申請となります。ただし、設置後であっても、住民登録がなされていなければ申請することはできません。
Q - 3 書類に不備や不足等があった場合は？	A - 3 不備・不足等があった場合は、返却させていただきます。 不備を解消し、不足書類を揃えていただいた後、改めて申請してください。
Q - 4 市税等の納付状況の確認の同意は必ず必要か？	A - 4 市外からの転入の方を含め、同意が必要です。 同意いただけない場合、印西市において市税等の滞納がないことを証明する書面の提出が必要となります。
Q - 5 新築住宅の場合、工事等の着手日・完了日とは何を指すのか？	A - 5 補助対象設備等の工事が、実際に始まった日（着手日）、取付工事が完了した日（完了日）となります。 住宅全体の着工、竣工日の記載は不要です。
Q - 6 申請者と工事請負契約書または売買契約書の発注者が異なってもよいのか？	A - 6 申請者と契約者の名義は同一でお願いします。 連名の場合は別途同意書の提出が必要となります。
Q - 7 ローンで購入したため、領収書がない場合、どうすればよいのか？	A - 7 クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可となります。 また、所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可となります。

Q－8 申請書の印鑑は不要なのか？ 修正箇所が生じた場合はどうするのか？	A－8 令和３年度から氏名を自署で記入していただくことで、押印が省略になりました。 申請書上に修正箇所がある場合は、修正箇所に二重線を引き、書き直してください。 なお、請求書については、従来通り押印が必要です。
Q－9 領収書の内訳はどの程度まで確認できればよいのか？	A－9 P５～６の補助対象経費の範囲のそれぞれの項目が確認できるものをお願いします。補助対象経費の詳細な内訳が確認できない場合は不備となります。
Q－10 補助金の交付を受けて設備を設置したが、設備を売却することになった。必要な手続きはあるか？	A－10 設備の耐用年数を経過する前に処分（売却・譲渡・交換等）する場合は、「処分承認申請書」を提出していただく必要があります。 また、処分することにより収益が生ずると認められる場合は、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。詳細はお問合せください。
Q－11 リース契約の期間は何年でも良いか？	A－11 リース契約期間が対象設備の財産処分制限期間以上の契約となっている、もしくは、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていることが必要です。
Q－12 リース事業者の所在地が市外でも申請できるか？	A－12 リース契約の場合、申請者とリース事業者の連名で申請していただくことになりますが、リース事業者は市外の住所でも申請していただくことが可能です。

【問い合わせ・申請窓口】

印西市 環境経済部 環境保全課 保全係

〒270-1396 印西市大森 2364-2

TEL 0476-33-4491 FAX 0476-42-5339

Email kankyoka@city.inzai.chiba.jp